

北しりべし廃棄物処理広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

制 定 平成14年7月1日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定めることを目的とする。

(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の条例で定める契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約とする。

(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の条例で定める財産の取得又は処分は、予定価格3,000万円以上の不動産（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。